○奈良県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

（昭和38年２月８日本部訓令第１号）

［沿革］　昭和41年10月本部訓令第10号、43年７月第18号、44年12月第13号、47年12月第12号、48年３月第４号、58年５月第８号、平成元年７月第９号、２年３月第６号、５月第11号、６年３月第５号、13年３月第３号、31年４月第13号、令和３年１月第１号改正

（設置）

第１条　奈良県警察に、奈良県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

（目的）

第２条　音楽隊は、音楽を通じて県民と警察の融和を図り、警察活動を円滑かつ効果的に推進するとともに警察職員の士気を高揚し、情操をかん養することを目的とする。

（所管）

第３条　音楽隊の運営その他の事務は、県民サービス課の所管とする。

（編成）

第４条　音楽隊は、隊長、副隊長及び所要の隊員をもって編成する。

（カラーガード隊）

第４条の２　音楽隊にカラーガード隊を置くことができる。

２　カラーガード隊は、音楽演奏に合わせて旗操法その他の演技を行うものとする。

（隊長）

第５条　隊長は、広報官をもって充てる。

２　隊長は、県民サービス課長の命を受けて隊務を総括し、隊員の指揮監督及び教養訓練に当たるとともに、音楽隊の育成に努めるものとする。

（副隊長）

第５条の２　副隊長は、県民サービス課課長補佐（広報・広聴担当）をもって充てる。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときはその職務を代行する。

（隊員）

第５条の３　隊員は、奈良県警察職員の中から、音楽に関する素養と熱意を有する者を本部長が指名する。

(1)　隊員の指名期間は、おおむね３年とする。ただし、カラーガード隊の隊員にあっては、おおむね２年とする。

(2)　本部長は、隊員としてふさわしくないときその他必要と認めるときは、前号の規定にかかわらず、隊員の指名を解除することができる。

２　県民サービス課長は、前項の隊員の中から、楽長及び副楽長を指名する。

３　楽長は、隊長の命を受けて、演奏の指揮及び教養訓練の指導に当たる。

４　副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故のあるときは、その任務を代行する。

５　隊員（楽長及び副楽長を含む。）は、演奏（演奏に付随する各種演技を含む。以下同じ。）及び教養訓練に従事するとともに、音楽隊の事務を処理する。

（服務心得）

第６条　隊員は、次の事項を厳守しなければならない。

(1)　音楽隊の使命を自覚し、常に奉仕的観念と熱意を失わないこと。

(2)　規律を守り、品性を養い、音楽隊の名誉を汚さないこと。

(3)　隊員相互の融和を図り、一致団結すること。

(4)　常に技能をみがいて、演奏水準の向上を図ること。

（演奏）

第７条　音楽隊は、第２条の目的を達成するため、次の場合に演奏するものとする。

(1)　警察職員の士気の高揚及び情操のかん養のため、所属長から要請があるとき。

(2)　警察の主催する諸儀式及び行事に際し要請があるとき。

(3)　奈良県内において公共団体その他の機関が行う公共的な行事について要請があり、民警融和又は警察広報上効果があると認められるとき。

(4)　広報活動上特に必要があると認められるとき。

(5)　その他本部長が必要と認めるとき。

（派遣）

第８条　所属長は、音楽隊の派遣を要請するときは、音楽隊派遣要請書（別記様式第１号）により行うものとする。

２　公共団体又はその他の機関からの派遣要請は、当該公共団体又は機関の所在地又は派遣先を管轄する警察署長を経由させるものとする。

３　本部長は、前２項の要請があった場合において、その内容が前条に適合し、かつ警察責務の遂行及び音楽隊の運営に支障を生ずるおそれがないと認めたときは、派遣を命ずるものとする。

（訓練）

第９条　音楽隊の訓練は、県民サービス課長が作成し、本部長の承認を受けた訓練計画に基づいて行うものとする。

（講師の嘱託）

第10条　本部長は、音楽の指導について必要があるときは、部外講師の嘱託をすることがある。

（楽器の管理）

第11条　楽器の保管、使用等については、次に定めるところによるものとする。

(1)　楽器は、音楽隊の演奏及び演奏訓練又は手入れ等のため持ち出すときのほかは、所定の保管場所に収納するものとする。

(2)　隊長は、楽器の出納を明確にし、事故の防止に努めなければならない。

(3)　楽器は、き損し、亡失し、又は盗難等にかかることのないよう心がけなければならない。

(4)　楽器のき損、亡失又は盗難等があったときは、事故の関係者は、その状況を速やかに隊長を通じて県民サービス課長に報告しなければならない。

(5)　楽器は常に良好な状態で使用することができるよう、これを使用する隊員において整備するものとする。

（備付簿冊）

第12条　音楽隊には、次の簿冊を備え付け必要事項を記録しておくものとする。

(1)　音楽隊員名簿（別記様式第２号）

(2)　楽器台帳（別記様式第３号）

(3)　楽譜台帳（別記様式第４号）

(4)　訓練日誌（別記様式第５号）

(5)　演奏記録簿（別記様式第６号）

(6)　音楽隊関係書類編

附　則

この訓令は、昭和38年２月８日から施行する。

附　則　（昭和41年10月15日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和43年７月30日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和43年８月１日から施行する。

附　則　（昭和44年12月11日本部訓令第13号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和45年１月１日から施行する。

附　則　（昭和47年12月７日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和47年12月７日から施行し、昭和47年12月１日から適用する。

附　則　（昭和48年３月23日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年３月23日から施行する。

附　則　（昭和58年５月４日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和58年５月４日から施行する。

附　則　（平成元年７月26日本部訓令第９号）

この訓令は、平成元年８月１日から施行する。

附　則　（平成２年３月19日本部訓令第６号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成２年３月23日から施行する。

附　則　（平成２年５月14日本部訓令第11号）

この訓令は、平成２年６月１日から施行する。

附　則　（平成６年３月15日本部訓令第５号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

1　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和３年１月22日本部訓令第１号）

（施行期日）

1　この訓令は、令和３年１月22日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第１号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

奈 良 県 警 察 本 部 長　殿

要請者　住所（所在地）
氏名（名　称）

警察音楽隊派遣要請書

下記により音楽隊の派遣を要請します。

演　奏　の 年 月 日 時	年　月　日 午前 午後　時　分 ～ 午前 午後　時　分					演　奏　時　間 時間　分
演奏の場所						
行　事　名						
主　催　者						
行事の目的						
派遣要請の 理　　由						
行事計画の 概　　要						
参加(集)者	予　定　人　員				対　象　者	
	約　　名				少年・青年・壮年・熟年・高齢者	
希 望 曲 名						
演　奏　別	屋内　　野(屋)外　　行進					
天 候 関 係	雨天決行　・　雨天順延　・　雨天中止　・　雨天場所変更					
連　絡　先	（電話）					
宿　　泊	要・否	期間		場所		
大型バスの 駐車の可否	可　・　否　（　　）					
備　　考						
演 奏 行 進 ・ 野（屋）外 演 奏 場 所　　略 図						

（注）１　行進の場合は、略図に、
行進路の道幅及び距離
出発地点から終点までの道順に矢印　を記入してください。

２　野(屋)外演奏の場合は、演奏場所を中心として、会場の広さ、参加(集)者の位置、周囲の状況、その他必要と思われる事項を記入してください。

別記様式第２号（第12条関係）

音　楽　隊　員　名　簿

所　属	ふりがな 氏　　名	階　級 又は職	生年月日	採用年月日	指名年月日	解除年月日	担当 楽器

別記様式第３号（第12条関係）

楽　　器　　台　　帳

楽　　器　　名	購入年月日	年　月　日	付　属　品
（製品番号　　）	購 入 金 額	円	
製造元　　品番	購 入 金 額	円	

年　月　日	記　　事	取扱者印

（注）　記事欄には、担当者（奏者）、年１回の確認、修理、貸出し等について記載すること。

別記様式第４号（第12条関係）

楽　　譜　　台　　帳

種　　別					
整理番号	原　　語　　名	曲　　名	作　曲　者　名	編　曲　者　名	出　版　社　名

別記様式第５号（第12条関係）

音　楽　隊　訓　練　日　誌

課　　長	隊　　長	副　隊　長	楽　　長	副　楽　長	係

年　　月　　日　　曜日　　天候

場　　所	警察学校体育館							
出 席 隊 員	他　　名							
欠 席 隊 員								

区分 / 時間	訓　　練	休　　憩	そ の 他		
8				曲	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16				目	
17					
18					

備　　考	

別記様式第６号（第12条関係）

音　楽　隊　演　奏　記　録　簿

<table>
<tr><td>課　　長</td><td>隊　　長</td><td>副　隊　長</td><td>楽　　長</td><td>副　楽　長</td><td colspan="2">係</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">年　　月　　日　　曜日　　天候</td></tr>
<tr><td>演奏時間</td><td colspan="4">午前・後　　時　　分～午前・後　　時　　分</td><td colspan="2">時間　　分</td></tr>
<tr><td>演奏場所</td><td colspan="4"></td><td>屋　内</td><td>屋　外</td></tr>
<tr><td>要　請　者</td><td colspan="4"></td><td>部　内</td><td>部　外</td></tr>
<tr><td>行　事　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>参集人員</td><td colspan="6">名</td></tr>
<tr><td>演奏形態</td><td colspan="6">座奏　　立奏　　パレード　　ドリル</td></tr>
<tr><td rowspan="10">曲　　目</td><td>1</td><td colspan="2"></td><td>11</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td><td>12</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td><td>13</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2"></td><td>14</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2"></td><td>15</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2"></td><td>16</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2"></td><td>17</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2"></td><td>18</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2"></td><td>19</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="2"></td><td>20</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出席隊員</td><td colspan="6">他　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">欠席隊員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6">出発　　時　　分　　帰隊　　時　　分</td></tr>
</table>